

(新規・更新用)

規則様式第六号(第九条の二関係)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

6年4月18日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

申請者

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社 貴藤

代表取締役社長 社長執行役員 池ノ谷 新吾

電話番号 042-545-6027

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	①燃え殻②汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)③廃油④廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)⑤紙くず⑥木くず⑦繊維くず⑧動植物性残さ⑨金属くず⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)⑪がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。 廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)
事務所及び事業場の所在地 イシタ 不特定情報開示用	事務所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号 電話番号 042-545-6027 事業場(駐車場①)東京都立川市西砂町五丁目69番地の6 電話番号 042-531-8019 事業場(駐車場②)東京都武蔵村山市伊奈平五丁目17番4 事業場(駐車場③)東京都羽村市双葉町一丁目2番2及び羽村市羽字武藏野4193番1、4195番1、4197番4、4198番1 事業場(駐車場④)東京都福生市大字熊川字東207番1、207番9、208番9 【駐車場②～④は電話無し】
事業の用に供する施設の種類及び数量	・運搬車: 脱着装置付コンテナ専用車48台、ダンプ2台、キャブオーバー20台 計70台 ・運搬容器: コンテナ536台、フレコンバック用フレーム1,114台、フレコンバック(袋)3,000枚、ドラム缶10個、耐水性プラスチック袋10枚、プラスチックケース(蛍光灯用)5個 ・駐車場: 4か所 面積5,612.71m ²
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ	積替え保管は行わない
※ 事務処理欄	



(日本工業規格 A列4番)



許可番号 00400007846

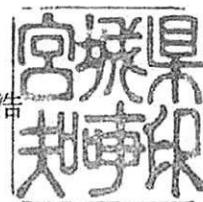
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号
名 株式会社貴藤
[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]
代表取締役 池ノ谷 新吾

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩



許可の年月日 平成29年4月24日
許可の有効年月日 平成36年4月23日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類。以上11種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成19年4月24日許可
平成24年4月24日更新許可
平成29年4月24日更新許可
平成29年9月11日変更届（法人住所変更に伴い許可証書換え）
- 5 積替え許可の有無 有・無
- 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。